

平成 28 年 2 月 6 日
国土交通省航空局

北朝鮮の打ち上げ期間変更に係るノータム発出等について

1. 本日、北朝鮮が「人工衛星」と称するミサイルの打ち上げ期間を変更したことを受け、航空局は航空機の航行に注意を促すためのノータムを発出しました。（別添 1）
変更点は、平成 28 年 2 月 7 日～14 日までの期間変更です。
※その他内容については変更ありません
2. また本日、破壊措置命令の変更に伴う防衛省からの依頼を受け、別添 2～5 のとおりノータムを発出いたしました。
変更点は、平成 28 年 2 月 7 日～14 日までの期間変更です。
※その他内容については変更ありません
3. この他の航空局の対応として、北朝鮮が打ち上げ期間を変更したことについて、航空機運航者に対して周知を図るとともに注意喚起（別添 6）を行いました。
4. 一方、韓国及びフィリピン当局も新たにノータムを発出しました。（別添 7、8）

【破壊措置命令の変更に係るノータムの内容】

平成 28 年 2 月 7 日～14 日の毎日 07：30～13：30 の間

1. 我が国の飛行情報区(福岡 F I R)全域を対象に P A C - 3 の展開地について注意喚起を実施（別添 1）
2. 沖縄県の P A C - 3 展開地から半径 3 0 k m の空域における有視界飛行方式（V F R）機の飛行自粛要請を実施(別添 2、3)
3. 宮古島、石垣島及び下地島上空等の P A C - 3 展開地点周辺空域（航空交通管制圏を除く）を飛行する場合は、航空自衛隊の警戒管制部隊と通信設定をとる(別添 4)

【連絡先】

国土交通省航空局安全部安全企画課 山崎・野崎・近藤
TEL:03-5253-8111(代) 内線：48286, 48197, 48285 TEL：03-5253-8696(直)